

鳥取県告示第 282 号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行っていた事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会 会長 野島 完	倉吉市葵町717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	倉吉市葵町717-3	平成20年3月31日
社会福祉法人赤碕福祉会 理事長 井木 久博	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	百寿苑デイサービスセンター居宅介護支援事業所	東伯郡琴浦町大字赤碕1061-3	平成20年3月31日